

「保父さん」にもなれますヨ

全国ですでに400~500人いるといわれている男の保母さん（通称「保父さん」）は、これまで正式に法律上認められていませんでした。

しかし、育児における男性の必要性和、「オレたちにも育児の正式の資格を」という要望が高まっていることもあって、昭和52年3月15日に児童福祉法施行令が改正され、男性も保育者になれる道が正式に開かれました。この結果、全国で11月までに保母養成所を卒業し、資格を持つ「保父さん」は約20人、在学中の人が約100人もいるそうです。



保育料の不公 平感の原因は

保育料は公的施設の使用料といふことになりましたが、その料金体系は、一般に所得の低い階層には低料金となつていきます。ですから最低使用料というへき保育単価四万—

千六百七十円との差額（軽減分）は、公的負担による福祉型料金を政策的に導入しているものといえます。

保育行政は、当初母子家庭や低所得のためやむを得ず母親が働きに出る保育に欠ける場合だけ市町村（長）が保護者に代わって保育を公的に供給するという福祉行政でした。



その費用と負担をめぐって ⑦



しかし今日では、社会的にハンディキャップがある家庭の保育というよりは、一般化、普遍化の傾向が強い状況にあり、保育料の料金体系のあり方についても、もう少し平均化すべきではないかという議論もあります。

さて、保育料が「高い」というほかに「不公平」なのでは、という声が聞かれることがあります。この不満は、保育料が所得スライド方式によって徴収されるからという理由よりも、日頃の生活実感からきているようです。たとえば、「私の家よりも、あそこのご商売をなさっている家庭のほうがどう考えても生活が豊かなのに……海外旅行に出かけたのに……乗用車で子どもを送り迎えしているが、保育料は夫婦共稼ぎでやつと暮らしている私たちの半額程度というのは納得がいかないワ。」

というような素朴な疑問があるようです。

所得の計算方法 で違う保育料

たしかに保育料は所得を基礎にしていますので、その多寡によって決まります。問題なのは、その所得がどう計算されているかです。

世間一般に「九・六・四」とか「十・五・三」といわれているのが、これはサラリーマンは月給から税金を源泉徴収され、所得の九割あるいは十割が完全に捕捉（明らかなで確定）にとらえることができますが、会社や商店、自由業種といった場合には、所得を捉えるうえで技術的に非常に困難な要素がたくさんあって、全体の六割とか二割くらいしかつかめないということを端的に表現しているものです。

また、実態は個人営業と何ら変わりはないようでも、会社組織にすることによって租税特別措置法の恩恵でいろいろな特別控除が認められ、それを営業上の経費として収入から差引くこともできます。事実、個人営業から法人組織に切換えて、税金も安く納つてよかつたという商店の話もきかれます。

店舗の改装はもちろん、品物を陳列するウインドーから照明、クーラー、仕入れや配

達の業務用自動車、そのほか商売に關係する必要な経費が収入から差引かれるわけです。そのなかには実際は商売上に使われるものか私用に使われるものか判然としないものもあるようで、このへんがサラリーマンから見ると矛盾を感じる一つの原因といえましよう。

望まれる税制 の抜本的改正

しかし、これは何ら違法行為でも脱税でもありません。現行法で認められている所得の計算方法で課税標準額が算定され、その結果の税額に応じて保育料が決まることになっていきますので、現行税制が改正されない限り、保育料の不公平感は解消されないことになりました。したがって、いままだらに税制の是非と保育料の負担問題を市だけで解決するのは困難といわざるをえないでしょう。

ご承知のように、減税問題は常に給与所得者に端を発しています。租税特別措置法をはじめ、現行税制がサラリーマンとそれ以外の人の間で不公平であることは、学者の指摘はもとより、おおかたの人の認めるところでありますが、遅々として抜本的改正が進まないのはまことに残念です。

(つづく)

お買物、ご用命は市内で

お出かけまえに
時刻と天気をダイヤルで



時報



天気予報

心をつなぐ 新津電報電話局